

平成 21 年 10 月 20 日

知的発達障害部会 会員施設
施設長・支援者 各位

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
知的発達障害部会長 山本 あおひ
人権擁護委員会委員長 櫻井 基樹

障害者虐待の防止法案に対する基本的な考え

平成 21 年 7 月 9 日、与野党（当時）案が衆議院に提出・審議されましたが、衆議院の解散により審議未了のため廃案となりました。

しかし、障害者虐待の防止法につきましては、国連の障害者権利条約批准にむけても、また、現に虐待を受けている障害者の救済のためにも早期な成立が必要と思われ
ます。

本来であるならば、当事者の幸せのために虐待をはじめ様々な権利侵害を一掃し、権利擁護実践の先頭に立って業務に当たらねばならないはずの福祉施設従事者がその対象となっていることは嘆かわしいことです。しかし、施設内等での虐待・権利侵害が後を絶たない現実から、今回その対象となっている事実を真摯に受け止め、今後私たち福祉施設従事者は虐待・権利侵害を行わないという強い決意を持ち、部会内での共通認識として取り組みたいと思います。

下記を部会の会員施設およびその職員が目指すべきこととします。

記

- ・私たちは、福祉の専門職として、この法案が類型している虐待（①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④ネグレクト⑤経済的虐待）を行いません。
- ・私たちは、障害当事者と一番身近に接しているために、一番虐待を起こしやすい立場にいることを自覚し、謙虚に自分自身を振り返ります。
- ・私たちは、日々の支援の中で一般市民に誤解を招かれるようなことは行わず、模範となるような当事者への対応を行います。
- ・私たちは、日々の支援を振り返り、当たり前に行っていることも自分自身の立場に置き換え、当事者に寄り添った支援をおこないます。
- ・私たちは、障害当事者が安心、安全、納得できる支援を行い、当事者の豊かで幸せな暮らしを実現します。

以上